【フィリピン】新型コロナウィルス感染拡大に伴う知財庁への手続期限延長措置について

2020 年 3 月 27 日 ジェトロ・バンコク事務所

フィリピン知財庁への手続期限に関する通達(Memorandum Circular)が発表された。 内容は以下の通り。

- 1. 優先権主張を伴う特許、実用新案、意匠、商標出願について、オンライン出願は条約上定められた期限内に行う必要がある。
- 2. 2020年3月16日から4月14日までの間に電子出願システムを介してなされた特許、実用新案、意匠、商標出願について、出願料金の支払い期限は電子出願日より45日に延長されたものとみなす。なお、出願人は出願時にオンラインでの支払を選択することも可能。
- 3. 書類、申請及び料金支払いであって、2020年3月16日から4月14日までの間に提出・支払い期限が到来するものについては、当該期限から45日間の期限延長がされたものとみなす。

情報公開日 2020年3月26日

URL 等

http://www.ipophil.gov.ph/advisories/

https://drive.google.com/file/d/1sEqIfSQ2Jyazt7Ar9wpJPt8RI2_U_ySP/view

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。